

所得控除と税額控除の一覧表

※令和7年度を課税対象年度としている場合に限る。

○ 所得控除

控除の種類	控除の内容		
雑損控除	次のいずれか多い方の金額 ①（損失額－補填額）－（総所得金額等×1/10） ②災害関連支出の金額－5万円		
医療費控除	支払額－補填額－（総所得金額等×5％又は10万円のいずれか少ない方の金額） （限度額 200万円） ※セルフメディケーション税制（医療費特例控除）の場合 支払額－補填額－12,000円（限度額 88,000円）		
社会保険料控除	支払額の全額		
小規模企業共済等掛金控除	支払額の全額		
生命保険料控除	支払金額〈A〉		控除額
	新契約	12,000円以下	〈A〉の全額
		12,001円～32,000円	〈A〉×0.5+6,000円
		32,001円～56,000円	〈A〉×0.25+14,000円
		56,001円以上	28,000円
	旧契約	15,000円以下	〈A〉の全額
		15,001円～40,000円	〈A〉×0.5+7,500円
		40,001円～70,000円	〈A〉×0.25+17,000円
		70,001円以上	35,000円
	・一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれの算式により計算した控除額の合計額（限度額 70,000円） ・一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれの算式により計算した控除額の合計額（限度額 28,000円）		
地震保険料控除	支払金額〈A〉		控除額
	①地震保険料	50,000円以下	〈A〉×0.5
		50,001円以上	25,000円
	②旧長期損害保険料	5,000円以下	〈A〉の全額
		5,001円～15,000円	〈A〉×0.5+2,500円
		15,001円以上	10,000円
	地震保険料と旧長期損害保険料を両方支払ったとき		①で求めた金額+②で求めた金額（限度額 25,000円）
※一契約で地震と旧長期の両方に該当する場合は、どちらか一方のみの控除額			
障害者控除	本人や同一生計配偶者、扶養親族が普通障害者の場合		26万円
	本人や同一生計配偶者、扶養親族が特別障害者の場合		30万円
	同一生計配偶者や扶養親族が同居特別障害者の場合		53万円
寡婦控除 ひとり親控除	共通要件	○合計所得金額が500万円以下であること。 ○本人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと※。 ※本人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人とは、次に掲げる人のことを言う。 ①本人が住民票に世帯主と記載されている場合、同一世帯に属する人の住民票に世帯主との続柄として、世帯主の未届の夫又は未届の妻等、これらと同一の内容である旨の記載をされた人。 ②本人以外が住民票に世帯主と記載されている場合、住民票に世帯主との続柄として、世帯主の未届の夫又は未届の妻等、これらと同一の内容である旨の記載をされている人。	
	寡婦	共通要件に加えて、次のいずれかに該当すること。 ①夫と死別した方、又は夫の生死が不明な方 ②夫と離婚した方で扶養親族を有する方	26万円
	ひとり親	共通要件に加えて、現に婚姻されていない方、又は配偶者の生死が不明などの方で、生計を一にする子（総所得金額48万円以下に限る）を有すること。	30万円

※令和7年度を課税対象年度としている場合に限る。

2

※令和7年度を課税対象年度としている場合に限る。

控除の種類	控除の内容					
調整控除 (所得税との人的 控除額の差)	納税者本人の合計所得金額が 2,500 万円以下の場合に適用される。 ○合計課税所得金額*が 200 万円以下の場合、次の①又は②のいずれか少ない金額の 5 % (市民税 3 %、道民税 2 %) に相当する金額 ①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額 ②合計課税所得金額 ○合計課税所得金額*が 200 万円を超える場合、次の①の金額から②の金額を控除した金額 (5 万円を下回る場合は 5 万円) の 5 % (市民税 3 %、道民税 2 %) に相当する金額 ①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額 ②合計課税所得金額から 200 万円を控除した金額					
	控除の種類			金額		
	障害者控除	普通障害		1 万円		
		特別障害		10 万円		
		同居特別障害		22 万円		
	寡婦控除			1 万円		
	ひとり親控除	父		1 万円		
		母		5 万円		
	扶養控除	一般扶養		5 万円		
		特定扶養		18 万円		
		老人扶養		10 万円		
		同居老親等扶養		13 万円		
	配偶者控除	区分	本人の合計所得金額			
		一般配偶者	900 万円以下			
			900 万円超	950 万円以下		
			950 万円超	1,000 万円以下		
		老人配偶者	900 万円以下			
			900 万円超	950 万円以下		
			950 万円超	1,000 万円以下		
	配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額	本人の合計所得金額			
		48 万円超 50 万円未満	900 万円以下			
			900 万円超	950 万円以下		
			950 万円超	1,000 万円以下		
		50 万円以上 55 万円未満	900 万円以下			
			900 万円超	950 万円以下		
			950 万円超	1,000 万円以下		
	勤労学生控除			1 万円		
	基礎控除	本人の合計所得金額				
		2,500 万円以下		5 万円		
調整額 (市民税・道民税の 所得割非課税措置)	※合計課税所得金額とは、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額のこと。					
	所得割の非課税基準の金額を若干上回る所得を有する方に対して、税引き後の所得金額が非課税基準の金額を下回ることがないように、調整措置として税額を減ずる。 〈調整額の算出方法〉					
	①35 万円×(税法上の扶養人数+1) +10 万円+32 万円					
	②総所得金額等－算出所得割額					
	上記①から②を差し引いた金額が調整額となる。 ※税法上の扶養者がいない場合、①は 35 万円となる。 ※調整額がゼロやマイナスになった場合には該当しない。					

所得控除と税額控除の一覧表

※令和7年度を課税対象年度としている場合に限る。

控除の種類	控除の内容																															
配当控除	課税される配当所得に対し控除率を乗じて配当控除額を算出する。 ※ただし、分離課税を選択した場合は適用されない。																															
	課税所得金額		1,000 万円以下の部分		1,000 万円超の部分																											
	種類		市民税	道民税	市民税	道民税																										
	利益の配当等		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%																										
	証券投資 信託等	外貨建等証券 投資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%																										
外貨建等証券 投資信託		0.4%	0.3%	0.2%	0.15%																											
配当割額控除 株式等譲渡所得割額	<table><tr><td>区分</td><td>市民税</td><td>道民税</td></tr><tr><td>配当割額又は 株式等譲渡所得割額</td><td>3/5</td><td>2/5</td></tr></table>					区分	市民税	道民税	配当割額又は 株式等譲渡所得割額	3/5	2/5																					
区分	市民税	道民税																														
配当割額又は 株式等譲渡所得割額	3/5	2/5																														
住宅借入金等特別 税額控除	前年分の所得税において平成 21 年から令和 7 年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額（前年分の所得税に係る課税総所得金額等の 100 分の 5 に相当する金額（97,500 円を限度）を超える場合には、当該金額）に市民税 5 分の 3、道民税 5 分の 2 の割合を乗じた金額。 ただし、居住年が平成 26 年から令和 3 年まで（地方税法附則第 61 条の規定の適用がある場合は令和 4 年まで）であって、特定取得、特別特定取得（特例取得及び特別特例取得を含む。）又は特例特別特例取得に該当する場合には、「100 分の 5」を「100 分の 7」と、「97,500 円」を「136,500 円」として計算した金額。 ①前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額（特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成 19 年若しくは平成 20 年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額） ②前年分の所得税の額（住宅借入金等特別控除等適用前の金額）																															
寄附金税額控除	次の①と②の合計額が税額控除額となる。ただし、②は、都道府県・市区町村に対する寄附金（ふるさと寄附金）の場合のみ適用される。 ①基本控除額 〔都道府県・市区町村に対する寄附金、住所地の道府県共同募金会・日本赤十字社の支部に対する寄附金、住所地の道府県・市町村が条例で定めるものの合計額（総所得金額等の 30%を上限）－ 2 千円〕 × 10% ②特例控除額 （都道府県・市区町村に対する寄附金の合計額－ 2 千円） × （下表の割合） ※市民税 5 分の 3、道民税 5 分の 2（個人住民税所得割額の 20%を上限） <table><tr><td colspan="2">課税総所得金額から人的控除差の合計額を控除した金額</td><td>割合</td></tr><tr><td>0 円以上</td><td>195 万円以下</td><td>84.895%</td></tr><tr><td>195 万円超</td><td>330 万円以下</td><td>79.790%</td></tr><tr><td>330 万円超</td><td>695 万円以下</td><td>69.580%</td></tr><tr><td>695 万円超</td><td>900 万円以下</td><td>66.517%</td></tr><tr><td>900 万円超</td><td>1,800 万円以下</td><td>56.307%</td></tr><tr><td>1,800 万円超</td><td>4,000 万円以下</td><td>49.160%</td></tr><tr><td>4,000 万円超</td><td></td><td>44.055%</td></tr><tr><td colspan="2">0 円未満（課税山林所得及び課税退職所得を有しない場合）</td><td>90%</td></tr></table>					課税総所得金額から人的控除差の合計額を控除した金額		割合	0 円以上	195 万円以下	84.895%	195 万円超	330 万円以下	79.790%	330 万円超	695 万円以下	69.580%	695 万円超	900 万円以下	66.517%	900 万円超	1,800 万円以下	56.307%	1,800 万円超	4,000 万円以下	49.160%	4,000 万円超		44.055%	0 円未満（課税山林所得及び課税退職所得を有しない場合）		90%
課税総所得金額から人的控除差の合計額を控除した金額		割合																														
0 円以上	195 万円以下	84.895%																														
195 万円超	330 万円以下	79.790%																														
330 万円超	695 万円以下	69.580%																														
695 万円超	900 万円以下	66.517%																														
900 万円超	1,800 万円以下	56.307%																														
1,800 万円超	4,000 万円以下	49.160%																														
4,000 万円超		44.055%																														
0 円未満（課税山林所得及び課税退職所得を有しない場合）		90%																														
定額減税	<table><tr><td>対象者</td><td>次の①から④の全てに該当する方 ①前年の合計所得金額が 1,000 万円超 1,805 万円以下である方 ②生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が 48 万円以下の方で国外居住者を除く）を有する方 ③市民税・道民税の所得割の納税義務者 ④税額控除（配当割・株式等譲渡所得割等）をしてもなお所得割額が課税される方</td></tr><tr><td>減額内容</td><td>所得割額から 1 万円を控除 ※減税額が所得割額を上回る場合は、所得割額が減税の限度額となります。</td></tr></table>					対象者	次の①から④の全てに該当する方 ①前年の合計所得金額が 1,000 万円超 1,805 万円以下である方 ②生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が 48 万円以下の方で国外居住者を除く）を有する方 ③市民税・道民税の所得割の納税義務者 ④税額控除（配当割・株式等譲渡所得割等）をしてもなお所得割額が課税される方	減額内容	所得割額から 1 万円を控除 ※減税額が所得割額を上回る場合は、所得割額が減税の限度額となります。																							
対象者	次の①から④の全てに該当する方 ①前年の合計所得金額が 1,000 万円超 1,805 万円以下である方 ②生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が 48 万円以下の方で国外居住者を除く）を有する方 ③市民税・道民税の所得割の納税義務者 ④税額控除（配当割・株式等譲渡所得割等）をしてもなお所得割額が課税される方																															
減額内容	所得割額から 1 万円を控除 ※減税額が所得割額を上回る場合は、所得割額が減税の限度額となります。																															